

京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 京都市自動車運送事業者向け車両の脱炭素化モデル支援事業補助金（以下、単に「補助金」という。）は、補助金の交付を通じて、電気自動車等を活用した運送事業の運営方法に関するモデル事例を創出し、その導入や運用に係るノウハウを収集、周知啓発を行うことで、もって運輸部門における電気自動車等の普及促進及び脱炭素化を図ることを目的として交付する。

2 この要綱は、補助金の交付に関して、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「電気自動車等」とは、電気自動車及びハイブリッド自動車をいう。
- (2) 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証（道路運送車両法第60条第1項に規定する自動車検査証をいう。以下同じ。）に、当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものをいう。
- (3) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関を有する自動車で併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力として用いるものであって、当該自動車に係る自動車検査証にハイブリッド自動車であることが記載されているものをいう。
- (4) 「貨物運送事業」とは、貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。
- (5) 「バス事業」とは、道路運送法第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業及び同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。
- (6) 「タクシー事業」とは、道路運送法第3条第1項第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。
- (7) 「運送事業」とは、第4号から第6号までに掲げる貨物運送事業、バス事業及びタクシー事業を、「運送事業者」とは、当該運送事業を営む者を、「運送用自動車」とは、当該運送事業の用に供する自動車をいう。
- (8) 「使用者」とは、補助金の交付対象となる運送用自動車を使用する運送事業者をいう。
- (9) 「補助事業者」とは、補助金の交付対象となる運送用自動車を直接購入する運送事業者、又は自動車リース事業により、使用者に補助金の交付対象となる運送用自動車を貸し渡すリース事業者をいう。
- (10) 「国基準額」とは、国の「令和6年度（補正予算）商用車の電動化促進事業」若しくは「令和7年度商用車の電動化促進事業」又は「令和7年度環境配慮型先進トラック・バス導入加速事業」（合わせて、以下「国補助事業」という。）の実施要領から算出、公表されている、補助対象車両の型式ご

との基準額（事業用）をいう。

- (11) 「標準的燃費水準車両との差額」とは、国補助事業における、補助対象車両となる電気自動車等の本体価格と、それと同規模かつ同等仕様のガソリン又はディーゼル自動車の本体価格との差額をいう。

なお、当該差額は、国基準額を用いて次の各号に掲げるとおり算出する。

ア トラック又はバスであって電気自動車であるものは、当該補助対象車両の国基準額に2分の3を乗じた額

イ トラックであってハイブリッド自動車であるものは、当該補助対象車両の国基準額に2を乗じた額

- (12) 「架装等」とは、架装物や付属品、オプション品等の動力構造部以外の部分をいう。
- (13) 「市基準額」とは、交付対象車両である電気自動車と同規模かつ同等仕様のガソリン自動車の価格として、市が定める額をいう。
- (14) 「特定事業者」とは、京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第7号に定める特定事業者の要件に該当する者で、本市の事業者排出量削減計画書制度における第5計画期間の報告義務対象者として別に公表されている事業者をいう。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、第4条に規定する交付対象者が、第5条に規定する交付対象車両を購入し、又はリース契約により貸し渡す事業とする。ただし、交付対象車両をリース契約により貸し渡す事業の場合にあつては、当該リース契約の期間は、交付対象車両の法定耐用年数以上の期間が設定されているものに限る。

2 補助金は、使用者1者につき、交付対象車両2両の導入を上限として交付する。

(交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する補助事業者とする。

- (1) 運送事業者であつて、本市の区域内に事務所又は営業所を有する法人又は個人事業主。ただし、トラックのうち、ハイブリッド自動車を導入する事業については、特定事業者でない者（個人事業主を含む）に限る。

- (2) 運送事業者に運送用自動車を貸渡すリース事業者であつて、次のア及びイの各号に掲げる要件を満たす法人

ア 貸渡しの相手方となる使用者が、第1号に該当すること

イ 交付対象車両の貸渡しの契約において、リース料金から補助金相当額分の値下げを行うこと

2 前項にかかわらず、使用者又は補助事業者が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合、補助金の交付対象としない。

- (1) 公法人、独立行政法人、国若しくは地方公共団体（公営企業含む）又はそれらが50%以上の出資を行っている者
- (2) 公租公課の滞納者
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同

条第5号に規定する暴力団密接関係者

(交付対象車両)

第5条 補助金の交付対象車両は、使用者が自ら営む運送事業の用に供するための自動車であって、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1)トラックであって電気自動車若しくはハイブリッド自動車であるもの又はバス若しくはタクシーであって電気自動車であるもの。ただし、タクシーにあつては、軽自動車でないものに限る。
- (2) 補助対象事業の完了日（交付対象車両の登録日をいう。以下同じ。）の属する年度の3月24日までに初度登録がなされるもの
- (3) 自動車検査証に記載された使用の本拠の位置を京都市内に置く車両であるもの
- (4) 交付申請日時点において、国補助事業の補助対象車両として登録されているもの
- (5) 購入又はリースに係る契約の意思を明確にするための書面が作成されるもの

(補助金額及び予算の範囲)

第6条 補助金額は、交付対象車両の区分ごとに別表第1のA又はイに定める額のうちいずれか低い額とし、同表に定める予算の範囲内で市長が決定する額とする。

- 2 前項により算出した補助金額に、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- 3 補助の対象経費は、車両の購入経費のうち、架装等を除く車両本体に掛かる経費とする。

(交付申請)

第7条 条例第9条の規定による交付申請は、補助金交付申請書（第1号様式）（初度登録済みである場合には第1号様式の2による補助金交付申請書兼実績報告書）に別表第2（初度登録済みである場合には別表第3）に掲げる書類を添えて提出することにより、補助事業者が行うものとする。

- 2 交付申請を行うことができる期間は、交付対象車両の区分並びに使用者が主として営む運送事業及び規模の別により、別表第4に掲げるとおりとする。

(交付決定)

第8条 市長は、第7条第1項による交付申請が到達した日から14日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。ただし、次の各号に掲げる日数は算入しない。

- (1) 京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条第1項に定める休日
 - (2) 書類の不備等の是正に要した日数
- 2 市長は、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかにその結果及び交付予定額を、補助金交付決定通知書（第2号様式）により交付の申請を行った者（以下「交付申請者」という。）に通知する。
 - 3 市長は、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、速やかにその結果及び理由を、補助金不交付決定通知書（第3号様式）により交付申請者に通知する。
 - 4 市長は、第1項の決定を行うに際し、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、補助金を交付するための条件を付することができる。

5 第1項に規定する決定は、第7条に規定する交付申請が到達した順に行うものとする。ただし、交付申請が同日に到達した場合は、次の各号に掲げる項目の順により順序を決定し、これに差異がない場合は、抽選により順序を決定する。

- (1) 補助金の交付申請を初めて行う使用者の事業
- (2) いずれの事業も複数回補助金の交付を受けている場合は、補助金受給回数が少ない使用者の事業
- (3) 前号に差異がない場合は、特定事業者でない使用者の事業
- (4) 前号に差異がない場合は、電気自動車を導入する使用者の事業

(申請内容の変更及び廃止)

第9条 第8条第2項に規定する通知を受けたもの（以下「交付決定対象者」という。）は、交付の申請内容を変更し、又は廃止する場合は、交付予定額の変更を伴わないものを除き、変更・廃止承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更又は廃止に係る申請を承認することを決定したときは、その結果及び変更後の交付予定額を、変更・廃止承認決定通知書（第5号様式）により交付決定対象者に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定による変更又は廃止に係る申請を承認しないことを決定したときは、その結果及び理由を、変更・廃止不承認決定通知書（第6号様式）により交付決定対象者に通知する。

(実績報告書の提出)

第10条 条例第18条の規定による実績報告は、実績報告書（第7号様式）に、別表第5に掲げる書類を添えて提出することにより行うものとする。（ただし、第7条第1項の規定による交付申請時に補助対象車を初度登録済みであった補助事業者を除く。）

- 2 実績報告を行うことができる期間は、補助対象事業の完了日から30日又は補助対象事業の完了日の属する年度の3月24日までのいずれか早い期日までとする。

(交付額決定)

第11条 市長は、第10条第1項に規定する実績報告（初度登録済みである場合には、第7条第1項に規定する補助金交付申請書兼実績報告書に、別表第3に掲げる書類を添えて提出することによる実績報告）が到達した日から14日以内に、条例第19条に規定する決定をするものとする。ただし、第8条第1項各号に掲げる日数は算入しない。

- 2 市長は、実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかにその結果及び交付額を、補助金交付額決定通知書（第8号様式）により交付決定対象者に通知する。
- 3 市長は、実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付決定対象者に対し、これに適合させるために必要な措置を採ることを命じることができる。この場合、当該措置の完了をもって実績報告が到達したものとみなし、改めて第1項の規定を準用する。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の通知を受けた者は、当該通知が到達した日から14日以内に、補助金請求書（第9号様式）により、補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は前項の規定による適正な請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者及び交付を受けて取得した車両の使用者は、補助金により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、処分し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は使用の本拠の位置を京都市外へ変更してはならない。ただし、交付を受けた補助金の全部に相当する金額を本市に納入した場合又は交付対象車両の区分ごとに別表第6に掲げる期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する期間の始期は、補助対象事業の完了日とする。

3 条例第31条第1項の規定による市長への承認申請は、財産処分承認申請書(第10号様式)を提出することにより行うものとする。

4 市長は、前項の規定による承認申請を承認したときは、その結果及び条例第31条第2項の規定による補助金の返還額を、財産処分承認通知書(第11号様式)により当該申請者に通知する。

(補助金の交付に伴う、交付対象車両の使用者の義務)

第14条 補助金の交付を受けて取得した車両の使用者は、市長からの求めに応じて、交付対象事業の終了後から3年間、その運用実績について、年に1度、別表第7に掲げる報告を行わなければならない。

2 交付対象車両の使用者は、前項に規定する運用実績について、補助金の交付の目的の範囲内で、本市が加工、公表し、周知啓発に活用することに同意しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、地球環境・エネルギー担当局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

2 令和6年9月30日以前になされた交付申請に基づき交付決定を行った補助事業の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年3月14日以前になされた交付申請に基づき交付決定を行った補助事業の取扱いについては、なお従前の例による。

別表第1 交付対象車両の区分ごとの補助金額及び予算の範囲（第6条関係）

交付対象 車両の区分		ア	イ	予算の範囲
トラック	電気自動車	標準的燃費水準車両との差額に1/9を乗じた額又は30万円のいずれか低い額	標準的燃費水準車両との差額から、架装等を除く車両本体価格の値引き額及び本市以外から交付される補助金等を差し引いた額	240万円
	ハイブリッド自動車	標準的燃費水準車両との差額に1/8を乗じた額又は20万円のいずれか低い額	標準的燃費水準車両との差額から、架装等を除く車両本体価格の値引き額及び本市以外から交付される補助金等を差し引いた額	
バス	電気自動車 (大型車※/ 中型車※)	標準的燃費水準車両との差額に1/9を乗じた額又は40万円のいずれか低い額	標準的燃費水準車両との差額から、架装等を除く車両本体価格の値引き額及び本市以外から交付される補助金等を差し引いた額	
	電気自動車 (小型車※)	標準的燃費水準車両との差額に1/9を乗じた額又は30万円のいずれか低い額		
タクシー	電気自動車	20万円	車両の購入価格のうち、架装等を除く車両本体価格から、同部分の値引き額、本市以外から交付される補助金等及び市基準額（245万円）を差し引いた額	

- ※ 大型車…車両の長さ9メートル以上または旅客席数50人以上の車両
 中型車…大型車、小型車以外の車両
 小型車…車両の長さ7メートル以下で、かつ旅客席数29人以下の車両

別表第2 交付申請の添付書類（第7条関係）

交付申請の添付書類	備考
導入計画書（第1号様式別紙）	交付対象車両の種別（トラック、バス、タクシー）毎に様式が異なるので注意すること。見積書の内容と整合がとれていること。
○交付対象事業がリースの場合 リース料金の算定根拠明細書（第1号様式別紙2）	見積書に加え、第4条第1項第2号イに規定する、補助金相当額分の値下げが確認できるもの。
車両の購入又はリースに係る見積書（写し）	架装等を除く車両本体の価格が明記されていること。
○補助事業者が法人の場合 現在事項全部証明書（写し） ○補助事業者が個人事業主の場合 住民票（写し）	発行後3か月以内のものに限る。 リース契約による事業であって、補助事業者が使用者と異なる場合は、使用者のものについても提出する。
○他の補助金・寄付金等を受領する予定の場合 その額がわかる書類	交付決定通知書の写し等。交付申請時に添付できない場合は、実績報告時に添付してもよい。
使用者の事業概要がわかる書類	通常発行している企業概要パンフレットや、ホームページを印刷したものなどで構わない。

別表第3 交付申請兼実績報告の添付書類（第7条関係）

交付申請の添付書類	備考
導入結果報告書（第1号様式の2別紙1）	交付対象車両の種別（トラック、バス、タクシー）毎に様式が異なるので注意すること。契約書等の内容と整合がとれていること。
○交付対象事業がリースの場合 リース料金の算定根拠明細書（第1号様式の2別紙2）	見積書に加え、第4条第1項第2号イに規定する、補助金相当額分の値下げが確認できるもの。
車両の購入若しくはリースに係る契約書 又は注文書（写し）	注文書の場合は、收受印が押印されているなどで、双方の契約の意思が明確なもの。 交付対象事業がリースの場合は、車両の購入及びリースに係る契約書の両方の提出を必須とする。 なお、市補助活用に伴い、リース料金の変動が生じる場合は、契約変更後のリース契約書を提出すること。
車両代金の支払証拠書類（写し）	必要な収入印紙が貼付された領収書の写しや金融機関の出納印が押印された振込依頼書の写し等。
交付対象車両の自動車検査証（写し）	自動車検査証記録事項を含む。
○補助事業者が法人の場合 現在事項全部証明書（写し） ○補助事業者が個人事業主の場合 住民票（写し）	発行後3か月以内のものに限る。 リース契約による事業であって、補助事業者が使用者と異なる場合は、使用者のものについても提出する。
○他の補助金・寄付金等を受領する場合 その額がわかる書類	交付決定通知書の写し等。
使用者の事業概要がわかる書類	通常発行している企業概要パンフレットや、ホームページを印刷したものなどで構わない。

別表第4 交付申請を行うことができる期間（第7条関係）

交付対象 車両の区分		使用者が主として営む運送事業 及び規模の別	交付申請を行うことができる期間※1
トラック	電気自動車	貨物運送事業者のうち、特定事業者でない者（個人事業主を含む）※2	4月1日～3月14日
		上記以外の貨物運送事業者	7月1日～3月14日
	ハイブリッド自動車	貨物運送事業者のうち、特定事業者でない者（個人事業主を含む）	7月1日～3月14日
バス	電気自動車	バス事業者のうち、全ての個人事業主又は事業者※2	4月1日～3月14日
		上記以外のバス事業者	7月1日～3月14日
タクシー	電気自動車	タクシー事業者のうち、特定事業者でない者（個人事業主を含む）※2	4月1日～3月14日
		上記以外のタクシー事業者	7月1日～3月14日

※1 補助対象事業の完了日もしくは完了予定日の属する年度中の申請に限る。

※2 これまでに本補助金の交付を受けたことがある使用者は除く。

別表第5 実績報告の添付書類（第10条関係）

交付申請の添付書類	備考
導入結果報告書（第7号様式別紙）	交付対象車両の種別（トラック、バス、タクシー）毎に様式が異なるので注意すること。契約書等の内容と整合がとれていること。
車両の購入若しくはリースに係る契約書 又は注文書（写し）	交付申請の内容（主に見積書との対応）が確認できるもの。注文書の場合は、收受印が押印されているなどで、双方の契約の意思が明確なもの。 交付対象事業がリースの場合は、車両の購入及びリースに係る契約書の両方の提出を必須とする。
車両代金の支払証拠書類（写し）	必要な収入印紙が貼付された領収書の写しや金融機関の出納印が押印された振込依頼書の写し等。
交付対象車両の自動車検査証（写し）	自動車検査証記録事項を含む。

別表第6 財産処分を制限する期間（第13条関係）

交付対象車両の区分		財産処分を制限する期間
トラック	最大積載量が2トン以下のハイブリッド自動車	3年
	上記以外	4年
バス		5年
タクシー		3年

別表第7 運用実績の報告（第14条関係）

報告内容	報告の方法、様式等	備考
交付対象車両を充電する充電設備の仕様等	第12号様式	当該設備の仕様のみでなく、当該設備を同時に利用する他の車両の情報も記載すること。
交付対象車両の主な運行経路や営業区域		特定の経路のみを運行する場合はその経路。経路が定まっていない場合は主な営業区域。
交付対象車両の運用方法		主に、電気自動車等を利用した運送事業の運営方法で、その内容を他の事業者へ伝達することで市域の電気自動車等の普及促進に繋げることを目的とする。
交付対象車両の月別の走行データ		様式で記載を求めている数値を記入する。
交付対象車両の登録情報	交付対象車両の自動車検査証（写し）	交付決定内容を特定するため、添付することを必須とする。